

# 福岡県公報

平成27年12月8日  
第3750号

## 目次

### 告示（第968号－第976号）

○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	（水産振興課）	……………	1
○都市計画事業の認可	（公園街路課）	……………	1
○道路の供用の開始	（道路維持課）	……………	2
○道路の区域の変更	（道路維持課）	……………	2
○道路の供用の開始	（道路維持課）	……………	2
○道路の区域の変更	（道路維持課）	……………	2
○道路の供用の開始	（道路維持課）	……………	3
○道路の区域の変更	（道路維持課）	……………	3
○道路の供用の開始	（道路維持課）	……………	3

### 公 告

○開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	……………	3
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	（商工政策課）	……………	4
○開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	……………	4
○建設業の営業の一部停止	（建築指導課）	……………	4

### 選挙管理委員会

○平成27年4月12日執行の福岡県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	（市町村支援課）	……………	5
--	----------	-------	---

### 正 誤

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知（平成26年10月福岡県告示第892号）中正誤	……………	8
○保安林予定森林の所在場所等（平成27年10月福岡県告示第850号）	……………	

中正誤

…………… 8

## 告 示

### 福岡県告示第968号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成27年12月8日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 （漁業共済の加入区の名称）	区 分
宗像市大島	宮 本 一 郎	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧大島漁業協同組合の地区 （大島加入区）	総トン数10トン以上 100トン未満の漁船 により営む漁業であ って一般まき網漁業 以外のもの
〃	佐 藤 隆 二		

### 福岡県告示第969号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年12月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称  
篠栗町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
篠栗都市計画道路事業 8・7・1号 篠栗駅東側自由通路線
- 3 事業施行期間  
平成27年12月8日から平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

糟屋郡篠栗町大字篠栗字野町地内

(2) 使用の部分

糟屋郡篠栗町大字篠栗字野町地内

**福岡県告示第970号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年12月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	赤池線 糸田	田川郡糸田町2518番1先から 田川郡糸田町1655番1先まで

**福岡県告示第971号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前	宗像市池浦217番先から	5.0 ～	497.1

北九州	県道	福岡 宗像 線 玄 海	前	宗像市池浦24番先まで	16.2	489.6
				宗像市池浦217番先から 宗像市池浦24番先まで	14.8 ～ 24.2	
			後	宗像市池浦217番先から	14.8	489.6
				宗像市池浦24番先まで	～ 22.0	

**福岡県告示第972号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年12月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	福岡 宗像 線 玄 海	宗像市池浦217番先から 宗像市池浦24番先まで

**福岡県告示第973号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	川崎線 大行事	前	田川郡大任町大字大行事 4066番3先から 田川郡大任町大字大行事 4065番1先まで	7.5 ～ 20.0	51.5
			後	田川郡大任町大字大行事 4066番3先から 田川郡大任町大字大行事 4065番1先まで	9.7 ～ 23.5	51.5

**福岡県告示第974号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年12月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	川崎線 大行事	田川郡大任町大字大行事4066番3先から 田川郡大任町大字大行事4065番1先まで

**福岡県告示第975号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	庄伊田線	前	田川郡大任町大字大行事 4010番1先から 田川郡大任町大字大行事 4066番4先まで	6.0 ～ 22.6	153.5
			後	田川郡大任町大字大行事 4010番1先から 田川郡大任町大字大行事 4066番4先まで	12.2 ～ 22.6	153.5

**福岡県告示第976号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年12月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	庄伊田線	田川郡大任町大字大行事4010番1先から 田川郡大任町大字大行事4066番4先まで

**公 告**

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市くりえいと三丁目1番4及び1番10から1番16まで

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

宗像市くりえいと二丁目3番1号

日創開発株式会社

代表取締役社長 中富 清太

## 公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成27年12月8日

福岡県知事 小 川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
J X日鉱石エネ ルギー株式会社	東京都千代田区大手町 二丁目6番3号	平成27年11月25日	平成28年3月31日 まで

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月8日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市前原北一丁目1572番1、1572番3、1573番1、1573番3及び1574番

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

久留米市白山町210番地1

株式会社ほほえみの郷

代表取締役 吉岡 照展

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一

部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年12月8日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 処分をした年月日

平成27年11月20日

## 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
建築プランナー株式会社	福岡市中央区今川1-9-17-402	森行 定夫	平成27年9月8日 福岡県知事許可（般-27） 第100229号

## 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

## (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。

## (2) 停止期間

平成27年12月4日から平成28年1月1日までの29日間

## 4 処分の原因となった事実

建築プランナー株式会社は、民間工事において、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の下請契約を締結した。また、本件工事において監理技術者を配置せず、施工体制台帳を作成しなかった。

これらのことは、いずれも同法第28条第1項第2号に該当する。

選挙管理委員会

**福岡県選挙管理委員会告示第132号**

平成27年4月12日執行の福岡県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき出納責任者から提出されたので、同法第192条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成27年12月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 福岡県知事選挙 53,151,200 円
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
- 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	小川洋	所属	党派	無派	所属	出納責任者氏名	狩野俊秀
第1回報告分	期間	平成27年1月26日から平成27年4月24日まで				報告書受理年月日	平成27年4月27日

収入					支出				
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)			件屋	費用			
自由民主党本部		2,000,000 円			(選挙事務所費)				
翔洋会		14,000,000 円			(集会会場費)				
					信通	費用			
					刷告	費用			
					具糧	費用			
					泊	費用			
その他の寄附					回	費用			
その他の収入					回	費用			
					計	計			
前回		16,000,000 円			計	計			
前計		0 円			計	計			
総計		16,000,000 円			計	計			

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	1,320,000 円
	ポスターの作成	968,000 円
	計	2,288,000 円

No.2

候補者氏名	小川洋	所属	党派	無派	所属	出納責任者氏名	狩野俊秀
第2回報告分	期間	平成27年4月25日から平成27年5月1日まで				報告書受理年月日	平成27年5月7日

収入					支出				
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)			件屋	費用			
					(選挙事務所費)				
					(集会会場費)				
					信通	費用			
					刷告	費用			
					具糧	費用			
					泊	費用			
その他の寄附					回	費用			
その他の収入					回	費用			
					計	計			
前回		0 円			計	計			
前計		16,000,000 円			計	計			
総計		16,000,000 円			計	計			

No.3

候補者氏名	小川洋	所属	党	派	無	所属	所	出納責任者氏名	狩野俊秀
第3回報告分	期間	平成27年5月2日から平成27年5月22日まで						報告書受理年月日	平成27年5月26日

## 収入

主たる寄附  
(氏名・団体名)

(寄附額)

支人	出件	費用	0円
家	屋	費	189,000円
	(選挙事務所)	費	189,000円
	(集会会場)	費	246,865円
	交通	費	0円
	印刷	費	0円
	広告	費	0円
	文食	費	36,524円
	休糧	費	0円
	雑泊	費	61,244円
今	回	計	533,633円
前	回	計	17,448,853円
総	計	計	17,982,486円

その他の寄附  
その他の収入0円  
16,000,000円  
16,000,000円

No.4

候補者氏名	後藤富和	所属	党	派	無	所属	所	出納責任者氏名	横溝良久
第1回報告分	期間	平成27年1月21日から平成27年4月20日まで						報告書受理年月日	平成27年4月27日

## 収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

酒井 薫子	無職	12,599,902円	出件	費用	507,140円
山田 洋次	映画監督	100,000円	屋	費	1,350,743円
名和田 久	弁護士	100,000円	(選挙事務所)	費	1,149,468円
三浦 修	弁護士	30,000円	(集会会場)	費	201,275円
池永 修	弁護士	50,000円	交通	費	306,807円
武藤 糾明	弁護士	100,000円	印刷	費	940,410円
津田 聰夫	弁護士	50,000円	広告	費	4,175,175円
中原 昌孝	弁護士	30,000円	文食	費	720,096円
岩城 邦治	弁護士	100,000円	休糧	費	320,650円
稲村 浩幸	弁護士	100,000円	雑泊	費	267,889円
東島 和彦	弁護士	50,000円		費	263,639円
小宮 安俊	弁護士	100,000円		費	192,541円
登野城 安昭	弁護士	50,000円			
伊黒 英司	自営業	50,000円			
高柳 英子	自営業	30,000円			
宇都宮 英人	会社員	40,000円			
沖野 智彦	無職	50,000円			
福田 光子	会社員	30,000円			
村山 雅則	無職	30,000円			
下野 順一郎	弁護士	30,000円			
荒井 剛	自営業	200,000円			
前田 豊	弁護士	50,000円			
甲木 美知子	弁護士	100,000円			
久保井 美	弁護士	30,000円			
金堂 由美	会社員	50,000円			
その他の寄附		1,660,690円			
その他の収入					
今	回	計	今	回	計
前	回	計	前	回	計
総	計	計	総	計	計

今	回	計	9,045,090円
前	回	計	0円
総	計	計	9,045,090円

支出のうち公費負担相当額	金額
ピラの作成	462,700円
ボスターの作成	957,000円
計	1,419,700円

## 正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同左 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
26・10・24	3639	告示	892	5	○		後ろから 7		北九州市門司区上藤松 <sup>〇</sup> 二 <sup>〇</sup> 丁目 <sup>〇</sup> 1311の22	北九州市門司区上藤松1311の22
27・10・23	3738	告示	850	3	○		後ろから 6		太宰府市石坂 <sup>〇</sup> 四 <sup>〇</sup> 丁目 <sup>〇</sup> 934の7	太宰府市石坂934の7